

期 間： 令和6年1月22日（月） 午後4時30分より

場 所： 真鶴町民センター 第2会議室

出席者： 額 額 教育長、瀧本 委員（教育長職務代理者）、
松野 委員、岡田 委員、高橋 委員、
高橋 教育課長、塩田 学校教育専任課長兼指導主事、
青木 教育総務係長、高橋 主査、
書記：小澤 主任主事

欠 席 者： 大竹 課長補佐兼社会教育係長

傍 聴 者： なし

議事

1 教育長のあいさつ

2 議題

協議事項

- (1) 真鶴町学校運営協議会設置規則の制定について
- (2) 真鶴町特別職の職員中非常勤の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（案）について
- (3) 真鶴町スポーツ優秀選手等表彰要綱の一部改正について
- (4) 令和6年度真鶴町教育基本方針・重点施策（案）について
- (5) 令和5年度真鶴町スポーツ優秀選手等表彰候補者について

3 報告事項

- 学校教育関係について
- 社会教育・生涯学習関係について

瀬瀬教育長： それでは定刻となりました。ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める定足数に達しておりますので、これより令和5年度真鶴町教育委員会1月定例会を開会いたします。

改めまして、皆さんこんにちは。

全委員： こんにちは。

瀬瀬教育長： お忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。また、年初めの成人式にもご出席いただきまして、本当にありがとうございました。昨日、私は善行で『かながわ学びづくりシンポジウム』に行きました。会場に来ていたわけではないですが、始まる前に、まなづる小学校6年生の3人がインタビューを受けていて、それが流れていました。「学校楽しい？」や「勉強どう？」など、指定を受けているいろいろな学校の子どもたちが登場してインタビューをされていました。それに参加してきました。会はもちろん県民が中心で、学校関係者や行政関係者と小学生、中学生、高校生も何人来ているようなシンポジウムで、募集をかけているのだと思いますが、やはりいろいろな世代を集めるのはなかなか難しいなと正直思いました。グループ協議があったのですが、自分のグループにもお兄ちゃんと妹の小学生の兄妹が来ていました。あと大人が3、4人いて、「よく来たね。」「どうして来たの。」と言ったら、「お父さんが教育委員会に勤めてます。」「正直、日曜日ぐらい家でダラダラしてたかった。」と。それが子どもの本音だろうなと思いました。本当に習い事などで忙しくて、「月曜日だけ放課後が空いていて、あとはいろいろ何かに行っている。」と言っていて、今の子どもたちはそういう現状なのだなと思いました。私のグループではなかったのですが、高校生の女の子が言った意見で「学校の先生たちと、何か一緒にルール作りや行事を作っていきたい。」と言って、やりましたと。「そうすると、すごく先生たちと信頼関係ができて、自分たちも何か充実感を味わった。そういう機会を学校でいっぱい出来るといいですね。」と、素晴らしい提案をされていました。誰のお子さんか分かりませんが、本当にたくさんそういう機会を若いうちに設けることが主権者教育や今の投票率など、いろいろな話になりますが、大人になってからも影響が大きいかなと感じたところであります。午前中でしたが、勉強させていただきました。さて、今日は協議事項がたくさんございます。今日から高橋委員が新しく加わっていただきました。お迎えをしながら、また充実した会にしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは案件に入らせていただきます。協議事項（1）真鶴町学校運営協議会設置規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

青木係長： はい。それではご説明させていただきます。資料1をご覧ください。令和6年度、まなづる小学校に学校運営協議会（コミュニティスクール）を立ち上げるにあたり、設置及び運営に関し必要な事項を定めるため、真鶴町学校運営協議会の

規則を制定するものです。まず最初に、趣旨として第1条。この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項の規定に基づき、真鶴町学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。設置として第2条。真鶴町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は町立の幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校」という。）に協議会を設置するものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を設置することができる。第2項 教育委員会は、協議会を設置するときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校の園長及び校長に対して通知するものとする。第3項 教育委員会は、前項の通知を受けた学校（以下「設置学校」という。）に協議会を設置するときは、設置学校の学校長（以下「学校長」という。）、園児、児童、生徒保護者、地域住民等の意向を踏まえるものとする。協議会の目的として第3条。協議会は、設置学校の運営に関して教育委員会及び学校長の権限及び責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び園児、児童及び生徒の健全育成に取り組むものとする。基本方針の承認等として第4条。学校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得、共有するものとする。第1号 教育課程の編成に関すること。第2号 学校経営計画に関すること。第3号 その他教育委員会が必要と認める事項。第2項 学校長は、前項の規定により承認された基本方針に基づき、学校運営を行うものとする。学校運営等に関する意見の申し出として第5条。協議会は設置学校の運営に関する事項について、教育委員会又は設置学校に対して意見を述べることができる。学校運営に関する評価として第6条。協議会は、毎年度1回以上、設置学校の運営状況等について、評価を行うものとする。委員の構成等として第7条。協議会の委員（以下「委員」という。）は15人以内（2以上の学校について1の協議会を設置したときにあたっては、教育委員会が学校長と協議して定める人数）とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。第1号 当該設置学校に在籍する園児、児童及び生徒の保護者。第2号 当該設置学校の学区内に居住する住民。第3号 当該設置学校の運営に資する活動を行う者。第4号 当該設置学校の学校長。第5号 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者。第2項 教育委員会は、学校長から委員の推薦があったときは、前項の規定による委員の委嘱又は任命について、これを尊重する。第3項 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。第4項 委員は、再任することができる。第5項 委員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。報酬として第8条。委員の報酬は、別に定める。守秘義務として第9条。委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。会長及び副会長とし

て第 10 条。協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。第 2 項 会長は、会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。第 3 項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。会議として第 11 条。会議は会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは学校長が招集する。第 2 項 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。第 3 項 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるものとする。会議の公開として第 12 条。会議は公開とする。ただし、協議会が必要であると認めるときは、非公開とすることができる。第 2 項 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。第 3 項 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。研修等として第 13 条。教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。活動状況の報告として第 14 条。協議会は、毎年度終了後、自らの活動状況を速やかに教育委員会に報告しなければならない。協議会の適正な運営を確保するために必要な措置として第 15 条。教育委員会は、協議会の運営状況について把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合は、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。委員の解任として第 16 条。教育委員会は、委員本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときには、委員を解任することができる。第 1 号 第 9 条の規定に違反したとき。第 2 号 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。第 3 号 その他解任に相当する事由が認められるとき。庶務として第 17 条。協議会の庶務は、設置学校において処理する。委任として第 18 条。この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。附則。この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。以上、長くなりましたが、よろしくご審議いただけますようお願いいたします。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございました。ただいまの説明に対して何かご質問等あればお願いいたします。はい。お願いします。

瀧本委員： どこかといえば、いくつかと繋がっていると思うのですが、第 3 条の「学校長の権限及び責任の下」に協議会が進めていくと思います。それと第 11 条 3 「会議の議事は、出席委員の過半数で決していく」という辺りの決定権。過半数ということは多数決をして、例えば、校長の賛成が得られない場合も、「うん。ここで議決すれば、そのまま通る。」という受け取り方でいいですか。

瀬瀬教育長： どうでしょうか。

瀧本委員： 分かりますか。校長も参加しているでしょう。

青木係長： はい。

瀧本委員： 10 何人いるわけでしょう。そこで会議をしますよね。ある議案について、多数決を取りました。校長が『A 案』で、それ以外の人々が『B 案』として過半数で B 案が通る。でも、校長の責任の面でいくと、校長の意見はどういう立場でどういうふうになっていくのか。「自分は、意見としては賛成できない。」ものを皆が決めて、その責任を取らせるのは校長という形でいいですか。

額縁教育長： ここを見て、読み取る限りはそういうことだと。

瀧本委員： そうになってしまう気がするのです。

額縁教育長： そうですね。

瀧本委員： こうなってしまうと、校長としてはかなり辛い気がする。

松野委員： 協議会の立ち位置。その位置付けがどういう立ち位置になるのでしょうか。位置付け、今の話と重複してしましますが。

瀧本委員： そうですね。僕はイメージとしては、これの責任はあくまでも「学校運営協議会」が持つ。学校運営協議会がそれを決定して進めているわけだから。その結果については、学校運営協議会が責任を持つ。委員長を中心として、そのスタッフが責任を持つというふうにしていかないと、実際に、そこで学校運営していく校長がその責任を取られるのは、何か違う気がするのです。その方が運営協議会の主体性が保てると思います。

額縁教育長： 経営方針や計画について、新年度は協議会から承認を得た形でスタートするのですよね。だから、承認が仮に得られなければ、もう 1 回しっかり練って、代案なりを出してもらって、皆が納得する。学校側と協議をして、新たなものをまた提案していく。ただ、学校運営なので、そこで「反対だよ。」と言って「また、そちらで考えて。」というのは協議会の組織としては良くないですね。

瀧本委員： もう 1 ついうと、第 6 条に「運営状況等について、評価を行う」。この評価が「学校運営協議会で決定したものについて評価をする」という形にしないとおかしくて。学校運営協議会は、何か学校がやっていることを評価する立場になっていくのは違うのではないかと。自分たちが決めたことについて、どうだったのかと評価をしていく。

青木係長： 自己評価。

瀧本委員： 自己評価。いわゆる、この「学校運営協議会」というものを主体的にやってもらわないと、学校は多分負担だけになってしまうと思います。やってもマイナスになるようなことはしない方がいいという思いがあります。多分、上手くやっている所もあると思うので、そういう所の規約も見えていただけるといいと思います。思いませんか。

瀬瀬教育長： はい。具体的に、表現を変えた方がいいなどありますか。この設置規則は、仮にここで承認が得られなかったとして、この後のスケジュール的に次回ではもう間に合わないですか。

高橋課長： 2月でも間に合います。

瀬瀬教育長： 間に合いますか。

高橋課長： はい。

瀬瀬教育長： では、もう1回修正を加えて、改めて提案をさせてもらうということで、いかがですか。他にもまだ意見が出るかもしれないですし。

松野委員： 具体で言ってしまうと、第4条の「教育課程の編成」なども、3月末か4月1日で職員にポンっと出すではないですか。校長が「今年度は、こういう経営方針でいきますよ。」というものを出すにあたって、いつ協議会が開かれるのか。

瀬瀬教育長： 基本的には前年度です。

松野委員： 前年度末など、そういうところで「粗々こういう方針で行くよ。」と示しておかないと、4月からスタートできないですよ。

青木係長： そうです。

松野委員： 結構、これは厳しいのではないですか。人事があって、校長が変わりましたといった時に、変わった人は前の人を踏襲しながらやっていくのでしょうか。第4条の「協議会の承認を得、共有する」で「皆で共有していきましょうよ。」「協力してやっていきましょうよ。」という意味合いだと思うのですが、結構、承認という言葉になると重いか。先ほど言った、この協議会の立ち位置がどういう立ち位置になっていくのか。瀧本先生のおっしゃる「責任の所在」がどういう分

担になっていくのがよく分からない。こういう行政文書にすると硬くなってしまっただけで、率直に言う「学校の応援団だよ。」と。「承認してバックアップするから、先生やってよ。」というイメージで僕は受け止めているのですが、言葉にすると結構重いと感じます。

瀬瀬教育長： いくつか近隣の設置規則を参考に作っているから似たり寄ったりの表現になっているのでしょうか。運営協議会の主体性が見えるような文言、言葉を何か考えましょうか。

青木係長： はい。

瀬瀬教育長： 他にどうでしょうか。何かご意見ありますか。よろしいですか。

瀧本委員： あと1つ。

瀬瀬教育長： はい。どうぞ。

瀧本委員： この運営協議会の議案、その提案は自由にできるのか。協議会の委員だったら、「協議会でこういう話し合いをしてほしい」と提案をできるものなのか。それとも、それについては委員会の方で決めて、「年間でこれをやるよ」ということで決めるのか。その辺も少し見えてくるといいかな。

瀬瀬教育長： 委員からのですね。

瀧本委員： はい。主体的に取り組んでもらうためには、そういうものが入ってないと。

瀬瀬教育長： はい。教育委員会がスケジュールを作るわけでは絶対無いので、協議会の委員さんたちが「今度これやろうよ。」と提案を出せる場面があるのかどうかですか。

瀧本委員： そうですね。

瀬瀬教育長： もしあれだったら、その辺も文言に加えられるように。今ここでは答えが出ないので。

青木係長： はい。持ち帰ります。

瀬瀬教育長： ありがとうございます。あと、どうですか。はい。どうぞ。

松野委員： はい。すみません。「学校運営への参画並びに支援及び協力を促進」。こういう

所をもう少し。ここですよ。基本的には「みんなの学校だよ」というところで「バックアップしていくよ」というイメージだと思いますが、そこをもう少し分かりやすい言葉で落とし込めないか。行政なのでしょうがないのですけど。

高橋課長： まず、第3条ですね。目的。

瀬瀬教育長： そうですね。この目的がはっきりしないと、間違った方向に行くかもしれないですね。はい。ありがとうございます。あとはどうでしょうか。今回に関しては、採決はせずに保留でいいですか。

高橋課長： はい。

瀬瀬教育長： はい。そういうふうに扱わせてもらって、もしまた何か気付かれた点があれば、次回は採決を取りたいと思いますので、それまでにご意見をお寄せいただければと思います。お願いいたします。

瀧本委員： 先ほどの松野委員の話。令和6年は今年でしょう。4月1日から施行するとなると、学校は承知しているのですか。例えば、2月にこれが決まりました。3月に協議会を作りました。人が集まりました。3月中に話をして、その中で教育課程や学校経営計画などを検討して、4月に職員に提案しますという流れになってしまうと思います。これはもうはっきり言って無理ですよ。こんなタイトな計画でやったら。令和6年4月1日はもう絶対なのですか。

高橋課長： 協議会を設置するのはそこですが、その協議会で何をやるのかというところと、スケジュール感ということですので、第4条の「協議会の承認を得る」の承認の得方だと思うのですけど。今まで学校に評議員会がありました。

瀬瀬教育長： はい。

高橋課長： 評議員会にいろいろなものが加味されて動いていくイメージでいたのですが。

瀬瀬教育長： 実際に、4月から立ち上げることについては学校には伝えてあるので、準備を今進めてはいます。設置規則が少し遅れていて、できていなかったということで、学校評議員会が基本的には母体になって、あとプラスで何人か入ってスタートしたいということです。教育課程や学校経営方針・計画については、多分、校長先生はあらかじめ分かっている、「学校運営協議会」という名称、看板ではありませんが、今の評議員会の中で多分皆さんに納得してもらう形で準備はされていると思います。今、人選もぼちぼちやっているという話なので。

瀧本委員： やっているのかもしれませんが、学校評議員会と学校運営協議会の違いは何か。そもそものところからしっかりと共有しておかないと、評議員会が運営協議会になりますみたいな話ではないと思います。

瀬瀬教育長： 第4条が一番認めます。そういう意味で言うと。

瀧本委員： イメージとして、「学校評議員会」は学校でやってきたことについて、外部から入ってきて見てもらって、意見をもらう感じだったと思います。「学校運営協議会」は明らかにこの人たちが一緒に、主体にやることだと思うので、全然違うと思います。だから、最初の段階。その承認というものの前の段階、職員に伝える前の段階。そこを皆で検討していくところが、かなり時間が掛かるから。

瀬瀬教育長： すでに何かレクチャーや研修会みたいなものはやっています。学校評議員会の中で事務所から来てもらって、『コミュニティスクールとはどういうものか』や、先生向けにも来てもらって話をするなど。それは少しずつ浸透されるようにやっていて、完全かどうかはまだ分かりませんが、それをやっていますね。

瀧本委員： その研修した内容が、ここに入っているということでもいいですか。

瀬瀬教育長： こういう内容を伝えていると思います。課題、不安な要素はたくさんありますが、ぜひ教育委員の皆さんも上手に支援していただければと思います。協議事項（１）はいいでしょうか。次に行かしてもらって。では、これは保留で協議事項（２）に移らせていただきます。

（２）真鶴町特別職の職員中非常勤の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（案）について、事務局から説明をお願いします。

青木係長： はい。それでは資料２をご覧ください。真鶴町特別職の職員中非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表になります。左が改正後、右が改正前となります。今回の改正では、左側の改正後を見ていただきたいのですが、第40号 学校建設準備委員会。すみません。（略）になっていますが、その次に第41号として、先ほどお話をさしていただいた「真鶴町学校運営協議会」を追加いたします。併せて、別表第1（第2条関係）の中にも職名及び報酬額を追加いたします。こちらにつきましては、先ほど保留になっております真鶴町学校運営協議会規則の第8条「委員の報酬は、別に定める。」の報酬の定めになります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。では、ただいまの説明に対して何かご質問があればお願いいたします。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 無理だろうと思いますが、この運営協議会を作る1年目はやはり大事だと思うのです。なので、回数を通常の場合よりも増やすことができないか。そうすると報酬が増えていってしまうので、予算を獲得しなくてはいけないのでしょうけど、そういう視点を持ってもらって、やはりしっかりとしたものを作っていく。しかも、それを皆で作っていくという感覚を持ってもらうためには、協議会を何回かやってもらう方向にできないかなという要望はあります。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

青木係長： はい。新年度予算の話になってしまいますが、一応、新年度予算に要求させていただいているのが、日額10,000円。おそらく、かかっても半日ではないかというところで5,000円。通常であれば4回ぐらいを想定しているのですが、初年度なので、顔合わせなどを含めて来年度は6回予定をしております。以上です。

瀬瀬教育長： 5,000円の6回分と考えて想定していると、30,000円分ということですね。もしそれ以上になった場合は、また補正を。もし要望が出れば組んでいく形になると思います。他にいかがでしょうか。それでは協議事項(2)について、挙手によって採決をしたいと思います。本案を原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員： (挙手)

瀬瀬教育長： ありがとうございます。それでは賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、協議事項(3)真鶴町スポーツ優秀選手等表彰要綱の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

高橋主査： はい。それでは説明させていただきます。資料3をご覧ください。真鶴町スポーツ優秀選手等表彰要綱でございます。第1条の趣旨にあるとおり、本要綱は、スポーツ・レクリエーション活動を目的として開催された競技大会において優秀な成績をおさめ、スポーツ振興等に寄与した個人及び団体の表彰に関し、必要な事項を定めるものとしております。こちらの要綱の改正理由としましては、裏面の第11条に規定のとおり、「表彰は、町民運動会の会場において行う。」とされておりますが、「被表彰者にとって最適な表彰の機会を設けることを目的」として所要の改正を行うものであります。

続きまして、改正箇所を説明します。真鶴町スポーツ優秀選手等表彰要綱の一部を改正する新旧対照表をご覧ください。左側が改正後、右側が改正前でございます。改正箇所の下線が引いてあります。第5条第4号を「対象となる成績をおさめて1年以内であること。」に改めます。続きまして、第9条第1項中「当該年の7月10日まで」を「表彰の期日の2か月前まで」に改めます。最後に、第11条に次の但し書きを加えます。「ただし、教育長が認める場合はこの限りではない。」、以上3点が改正箇所でございます。こちらは、例えば、中学3年生が10月の大会で優秀な成績をおさめた場合に、現行の要綱ですと翌年の町民運動会の場で表彰を行うこととなりますが、本要綱の改正を行うことにより卒業前の全校集会等の場で表彰を行うことができます。以上で説明を終わります。ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願いします。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。スポーツ優秀選手の表彰要項の改正ですが、ご質問があればお願いいたします。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。

瀧本委員： 裏面の新（改正後）の第5条4「対象となる成績をおさめて1年以内であること。」は何となく分かるのですが、基準日は書かなくていいのですか。例えば、表彰期日の1年以内であるなどはいらないですか。

高橋主査： そうですね。原則としては、町民運動会の場で表彰を行うと考えておりまして、町民運動会の場合は第9条にあります「表彰の期日の2か月前まで」に推薦を行うものとなっております。そこから対象となる成績をおさめて1年以内であることで基準日としては設けなく、大会があった日を本綱の基準に定めるという解釈でございます。

瀬瀬教育長： いかがでしょうか。1年を経過してしまうと、もう申請はできないことになるわけですね。

高橋主査： はい。

瀧本委員： 分かりました。大会の日が基準日ということですね。

高橋主査： そうです。

瀬瀬教育長： よろしいですか。他にいかがでしょうか。それでは特にご意見ご質問が無いよ

うでしたら、挙手によって採決をしたいと思います。原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

瀬瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成と認めます。原案のとおり決定いたしました。この要綱の改正については、スポーツ団体や関係者に確実に周知されるように事務局でお願いいたします。

それでは協議事項（４）に移ります。令和６年度真鶴町の教育基本方針・重点施策（案）について、事務局から説明をお願いしたいと思いますが、冒頭は私から説明させてください。よろしくお願いします。【１ 基本理念】は私の方で説明をして、４ページの重点施策からはそれぞれ担当に説明してもらいます。

まず、１ページです。下線をいくつか入れてありますが、これは今年度から内容を変えた部分と、強調したい部分を中心に加えてあります。細かい文言については、かなり短くしたり、回りくどい表現は変えていますが、それは下線等に入れておりませんので、ご理解ください。

まず、１ページ目の【１ 基本「理念」】と書いてあります。理念に下線が入っているのですが、今年までは基本「方針」となっていました。「教育は人づくり、人づくりはまちづくり、まちの未来づくり」そのすべての基盤は「互いの信頼」を、理念という形でこれからはいこうと思います。基本方針は、その後の前文、２ページ、３ページ目に「基本方針」という表現を加えていきます。１ページ目に戻りまして、リード文最後の下線部分ですが、「学校建設準備委員会」を中心に一貫校について、具体化させる「基本構想」を作ることに加えしました。２ページに行きます。＜学校教育＞の基本方針になる内容になりますが、【前文】の下線部分です。「自己有用感を育み、未来を切り拓いていく力を育む教育を推進」するということで、自分の想いもあるのですが、そういうこともぜひ育てたいので入れさせてもらいました。そのあと、（１）「確かな」学力から順に（５）まであります。（１）では、最後に「学びのSTEAM化」を入れさせてもらいました。今、非常にいろいろなところで言われている言葉です。確かに、産業界がそういう子どもを求めているということで、学校で無くてもいいとは思いますが、よく読んでいくと結局、根本は「わくわくする。わくわく感を子どもたちに与えてほしい。それが学びの動機になるのではないか。」「創る」と「知る」が循環する学びへの転換ということが、学びのSTEAM化に書いてあります。これは総合の時間などをはじめとする教科の横断的なこと。結局、学習指導要領で求めているものと本当に何もそぐわない。表現が変わっているだけです。皆さんにも少しずつそれを浸透していきたいということで入れさせてもらいました。特に、そのために何か施策をするという意味ではないですが入れてあります。（２）「豊かな」心についても、「SDGs（持続可能な開発目標）」を。それを目指す社会を子どもたち、我々大人もそうですが、担い手を育みたいということで入れさせてもらっています。あと

は文言を少し修正しているだけです。特に変わりはありません。3ページの<社会教育>については、表現をいくつか変えているだけで全く新しい内容を付け加えたものはございません。文化活動、スポーツ活動、青少年の健全育成。4ページに行きまして、家庭教育、文化財関係があります。社会教育施設は(6)と(7)の2つに分けました。(6)は今年度途中で承認を得たと思いますが、「地方創生事業の各社会教育施設の連携による新しい学び」ということで、独立させました。大まかな考え方については以上でございます。重点施策について、最初に塩田指導主事からお願いします。

塩田指導主事：

はい。私からは4ページの【2 重点施策<学校教育>】についてご説明いたします。前年度より改訂した箇所や、新たに加わった箇所を中心にページを追ってご説明いたします。まず(1)学習指導について。5ページの④ICT機器を効果的に活用した教育の推進についてです。1人1台端末環境において、「子どもたち一人一人の反応を捉えた一斉授業」や「子どもたち一人一人の学習状況や理解度に応じた個別学習」「子どもたち一人一人の考えを即座に共有し、多様な意見を交流し合う協働学習」など、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的な充実に、ICTの活用が大きな役割を果たしています。「できることから活用する」段階から「ICTの効果的な活用」へとステップアップしてきており、その成果は全国学力学習状況調査の質問紙調査において、ICTの効果的な活用についての項目が全国平均を大きく上回りました。しかし、まだ操作に不慣れな先生や、効果的な活用方法を模索中の教科もあります。そこで1つ目の・になりますが、これまで外部に委託していたICT支援員を町の予算で配置することで、今まで以上に先生方への支援を手厚くサポートできる環境をつくり、子どもたちへより良い授業に繋がていきたいと考えております。2つ目の・では、今年度立ち上げた幼小中合同教育研究会のICT教育研究部で、12年間の繋がりを見据えたICT機器の活用について検討を重ねておりますので、下線部の文言を加えました。4つ目の・「近隣学校との交流の実現」については、先ほど教育長からお話がありましたSTEAM化教育での探究的な学習の成果を、ICT機器を活用して近隣の学校にアウトプットすることで、より効果が高まると考えます。7つ目の・「電子書籍導入に向けた検討」については、⑨読書活動の推進との関連が強いのですが、真鶴町、湯河原町は本屋の無い無書店地域になり、子どもたちが日常的に本と出会える場所が減少しています。その点において、子どもたちが本に出会える場として学校図書館や町立図書館は、より重要な存在となります。また、GIGAスクール構想により学校図書館は「読書センター」から「情報学習センター」としての機能強化が求められています。そこで次年度は学校図書館司書を配置することで、その機能を強化し、利用を促進してまいります。今後、「情報学習センター」としての機能を充実させるために、例えば、“コメ”について学習する際、「産業としての“コメ”」「食事としての“コメ”」「世界の“コメ”」等を幅広いジャンルから満遍なく学ぶ必要があります。しかし、学校図書館だけでは幅広いジャンルの本を取り揃えるの

に、蔵書の面から難しさがあることや、自分が使用したい本を別の子どもが使用してしまい使えないことが起きてしまいます。そうしたことを解消し、子どもが好きな本に出会う機会や、いつでも好きなだけ活用できる環境をつくるために、電子書籍の導入に向けて検討してまいります。続いて、⑤外国語（英語）教育の充実についてです。1つ目と3つ目の・は関連しています。今年度立ち上げた幼小中合同教育研究会の外国語教育研究部では、幼稚園、小学校、中学校のそれぞれの外国語活動や英語の授業を異校種の先生で見合って協議をする中で、「英語が楽しい」を大切にしつつ、「自ら学ぶ力」「ことばを使う力」「他者とのかかわる力」を育てることを目指しています。教師の異校種交流だけでなく、ALTや英語活動指導員の積極的な交流を図っていきます。⑥「確かな学力」の育成と学び直しの時間の充実についてですが、今年度立ち上げた幼小中合同教育研究会の国語科研究部と算数・数学科研究部と連携し、全国学力学習状況調査の結果分析と有効活用について推進します。また、家庭学習や学び直し等における1台端末の活用方法について、小中で違いがあることが分かったので、子どもの主体的な学びや家庭学習の充実を推進する上で、子どもに“困り感”が起きないようにシームレス化に努めます。⑪「家庭学習のすすめ」については、平成22年の改訂が最後となっておりまして、家庭学習も1台端末を活用するなど変わっておりますので、次年度改訂してまいります。⑫「学校支援ボランティアコーディネーター」につきましては、地域と学校の繋ぎ役になります。6ページ、(3)の③「コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の小学校での立ち上げ」にありますように、小学校でコミュニティスクールの立ち上げを考えておりますので、しっかりと活用していきたいと思います。現在、学校と地域の協働体制を確立し、「地域とともにある学校づくり」や「課題解決に向けた取り組み」を効果的に進められるよう準備を進めております。5ページ、(2)幼児教育の充実の②「架け橋プログラム」につきまして、真鶴町の幼保小の連携は、これまでアプローチカリキュラムとスタートカリキュラムをベースに、幼児期の教育が小学校に十分に引き継がれることを大切に、接続を図ってきました。しかし、スタートカリキュラムとアプローチカリキュラムでは、幼児教育施設の教育の違いが見えにくいという課題がありました。そこで幼保小の理念を共通し、幼児期に培った資質・能力を繋ぐカリキュラムづくりを見直してまいります。6ページの(3)地域と連携した真鶴町幼小中一貫教育の推進についてです。特に①、②に関わることとして、『第5次真鶴町総合計画』の学校教育の【基本方針】3「真鶴の特長を活かした教育を推進する」と示されるとともに、町の教育の魅力化計画の柱の1つとして、ふるさと教育の推進が掲げられています。真鶴の自然や人、文化、産業等と触れ合う機会を充実させ、そこで得た感動体験等を大切にすることによって、ふるさとの良さを発見し、真鶴を愛し、ふるさとに誇りを持つ子どもを育成します。②の3つ目の・は8ページの(7)登下校の安全と防災計画・防災教育の見直し・改善に関連するところです。先日、能登半島地震がありました。この地域も今後、「南海トラフ地震」や「県西部地震」など、大規模な被害を伴う地震の発生が想定されていま

す。子どもたちに、いかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために、主体的に行動する態度を育成する防災教育の充実を図ってまいります。特に、中学生は避難行動時や避難所等で中学生としてできることを考え、地域の防災訓練に積極的に参加することが求められることから項目を加えました。(4) 児童生徒指導について、『神奈川子どもサポートドック』が今年度スタートしました。子どもが抱える悩みをいち早くキャッチし、たくさん笑顔で充実した生活が送れるように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を含め、チームでサポートしていくものになります。全生徒を対象としたアンケートの実施、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで情報共有、支援方策の検討、積極的な相談を通してアウトリーチに繋げるものです。それを受けて、町でも予防に重点を置いた取り組みの見直しを図ってまいりたいと思います。アンケートの形や専門職との連携を強化して行っていきたいと思っております。私からの主な改定箇所についての説明は以上になります。

瀬戸教育長： はい。ありがとうございます。次、社会教育もやってまいりましょうか。では、お願いします。

高橋主査： はい。資料でいいますと、8ページをお開きください。＜社会教育＞に係る重点施策について説明いたします。8ページにあります前文につきましては、前年度からの改訂箇所はありません。9ページになります。(1) 文化活動の充実についても、新たに加えた部分はありません。(2) スポーツ振興については、年代を問わないスポーツ振興を目指していくことを意識して、表題を「スポーツ振興」から「生涯スポーツの振興」に改めております。また、コロナ禍が明けて徐々に社会体育事業も実施できる環境が整ってきたことから、①の最後尾を「町民運動会の再開」から「町民運動会・健康マラソン・ニュースポーツ大会等の開催」に改めております。コロナ禍により、令和2年度から休止としている半島駅伝競走大会の再開を目指し、③として「真鶴半島駅伝競走大会の再開に向けた体制づくりの検討」を加えております。最後に、コロナ禍では制限を設けていた社会体育施設や学校施設の有効活用を図るという側面から、⑥として「町立体育館及び小学校体育館、中学校グラウンド等の施設の開放」を加えております。(3) 青少年の健全育成については、①の最初に「子どもフェスティバル(夏・冬)等」の文言を加え、具体的な事業を明記しました。(4) 家庭教育については、家庭における教育力を付けるという目的で、表題を「家庭教育力の向上」に改め、家庭学習の定着を目指す観点から、②として「家庭学習のすすめ」を活用した家庭学習の定着」の文言を加えております。(5) 文化財の保護活用については、前年度からの改訂箇所はありません。(6) 「読書活動の推進(学校教育との連携)」の項目を新たに設け、細目として「①幼児期・児童期の読み聞かせの充実」「②学校図書館司書の配置による学校図書館と町立図書館との連携の促進」「③町立図書館を中心

とした文字・活字文化の振興と事業の充実」の3項目を設定しています。10ページをお開きください。(7) 社会教育施設の経営改善等については、前年度からの改訂箇所はありません。以上がこの度改訂した箇所の説明となります。ご検討、ご審議をお願いいたします。

瀬瀬教育長： はい。最後、10ページ<教育委員会>は、(1) 教育委員会制度の趣旨を踏まえた取り組みの推進でいくつか項目を挙げ、(2) では学校における働き方改革の推進を入れました。「学校給食費公会計化」についても、毎回話題になっておりますが、とりあえず令和8年度実施に向けた準備を来年度、再来年度に進めていくと確認を取っております。新たに「(3) 小中一貫教育校の実現に向けた取り組みの推進」で、やらなければいけないことを挙げています。内容が多いので、全てとはいかないのですが、今説明を受けた中で気付かれた点があればご意見ご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 教育理念に学校建設の話が入ってきたということで、1番後ろにも「町の教育大綱を踏まえた」という形で出ているので、具体的に施設の老朽化や中学校の給食の実現あたりと結びつけて、この理念がはっきり出てきたところでの教育大綱の将来の課題に対応した教育行政の推進あたりが変わっていかないと。より具体的になっているのに、大綱があまりにも漠然としているのはおかしいと思いましたので、ぜひ町長に伝えていただきたいと思います。

瀬瀬教育長： 教育大綱は6年度までの区切りは出ているのですが、町長も変わりました。総合教育会議も積極的にやりなさいとのことなので、3月に前回の社会教育施設のことも含めて、教育大綱についても1年間だけですが、6年度分で修正したものを出させてもらいたいと思っております。また、そこでご意見を頂戴いただければと思います。この基本理念・方針に沿った形の大綱、矛盾点が出ない形にしたいと思っています。

瀧本委員： お願いします。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。あと、いかがでしょうか。職員の配置等もここには入れてあるのですが、そこは予算の絡む部分もあります。ただ、表には「具体的にこういう人が配置されるみたいだよ。」というのは黙っていただきたいと思います。予定では何人か出てきますが、そのつもりで今動いております。特に無ければ、一旦ここで採決を取らせていただいて、持ち帰っていただいて、文

言などについては、この後も微調整は当然していききたいと思います。ざっくりと基本理念から重点施策までについて、ここで承認を取らせていただければありがたいなと思います。それでは次回、もしご意見等があれば伺うという条件の下で協議事項（４）について、挙手により採決をしたいと思います。原案のとおり基本的に賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

全委員： （全員挙手）

瀬瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成と認めます。それでは原則、この通りでいきたいと思います。また、文言等について気付いた点はいくつか修正を加えたいと思いますので、ご了承いただければと思います。それでは１時間を回ってしまいましたが、あと１つですのでお願いします。

協議事項（５）令和５年度真鶴町スポーツ優秀選手等表彰候補者について、事務局から説明をお願いします。

高橋主査： はい。それでは資料５になります。令和５年度真鶴町スポーツ優秀選手等表彰候補者について説明させていただきます。今回の候補者の名前は島川夕莉彩^{しまかわ ゆりあ}さんです。競技種目は陸上のやり投げで、令和５年８月２６日から２７日まで横浜市三ツ沢公園陸上競技場で開催されたJOCジュニアオリンピックカップ第５４回U16陸上競技大会神奈川県代表選手選考会兼第４回神奈川県記録会（中学生・高校生対象）において、女子ジャベリックスローの部で見事優勝され、１０月に愛媛県で開催されたJOCジュニアオリンピックカップ第５４回U16陸上競技大会に、神奈川県代表として出場されています。この成績については、真鶴町スポーツ優秀選手等表彰要綱第４条第１項第２号「県規模で開催される大会に参加し、３位以上の成績をおさめたもの」に該当し、教育長表彰の対象になると思われます。以上の１名について、令和５年度真鶴町スポーツ優秀選手等表彰候補者とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。なお、こちらはご承認いただいた場合は、表彰式を中学校卒業式前の全校集会等の中で行う予定でございます。説明については以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。ただいまの説明について何かご意見ご質問があればお願いいたします。先ほどの表彰要綱の改正に絡む部分で、従来の要綱ですと来年度の町民運動会ですが、中学３年生ですので、やはり中学校在学中にぜひ表彰してあげたいということで、関連させていただいているわけです。いかがでしょう。よろしいですか。

松野委員： はい。すみません。

瀬瀬教育長： お願いします。

松野委員： 学校で表彰するのも、もちろんいいですが、校内で教育長が行ってやられる。非常に良いと思います。せっかくだから、その時期から少しずれてしまうのですが、例えば、賀詞交歓会など町民の皆さんが集まる所でやってあげられるといいなと思いました。校内は校内でやりますけど。

瀬瀬教育長： ありがとうございます。実は、賀詞交歓会も考えました。それで賀詞交歓会については「できない。」と言われたのです。でも、来年は町民運動会でご紹介するなど、可能であればその場に本人に来てもらうことはできると思いますので、校内は校内でやってということで、覚えていてもらって。

高橋主査： はい。

瀬瀬教育長： はい。他にいかがでしょうか。いいですか。それでは（５）について採決をしたいと思います。原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

瀬瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成と認めます。原案のとおり決定いたしました。それでは協議事項（５）まで終了ですが、それ以外で事務局から何かございますか。いいでしょうか。

では、報告事項に移りたいと思います。結構、時間が回っていますので、簡潔にお願いしたいと思います。では、学校教育からお願いします。

青木係長： はい。１月についてご報告します。９日から幼小中３学期が始まりました。１０日と２３日に校長会、教頭会をそれぞれ開催しました。１１日、１２日、２２日、２３日、こちらは地域のスクールサポーターの方にご協力いただいて、小中で書き初め等を実施しました。１７日と３１日に小学校の就学に向けた交流会。３１日が５回目で最後の会となって、その後、３月５日に小学校が企画してくれている「給食体験会」があります。そこで入学前に皆が最後に揃う予定です。１８日に学校・園防災担当者会議。本日、定例会。２３日に学校関係者評価委員会の幼稚園。２９日に中学校を開催します。あと、１５日に大谷翔平選手のグローブが、まなづる小学校にも届きました。これから広報やホームページに掲載をして、皆様に大谷選手のメッセージとともにご報告をする予定であります。

裏面をご覧ください。２月です。１３日、校長会。１５日、教頭会を予定しております。１７日土曜日、第３回目となる「教育を語り合う会」を実施します。テーマは『どんな校舎だったらわくわくするかな？』『どんな施設があったら学校に行きたくなるかな？』の２本で、皆様のご参加をお待ちしています。学校関係者評価

委員会が幼稚園、中学校が19日、26日にあります。まなづるっ子自立支援コンサルテーションが20日。定例会が26日の予定で、27日に食育担当者会議。29日に幼小中行事調整会議があります。こちらの中で町の行事と被らないように調整していきます。以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。続いて、社会教育をお願いします。

高橋主査： はい。それでは生涯学習・社会教育関係の1月を説明させていただきます。8日に『二十歳の集い〜20祭〜』を開催し、51名の方が出席しました。11日、12日には小学校において書道サークルの方々にご協力いただき、書き初めの指導をしてもらい、書き初め展の作品を書き上げました。完成した作品は15日から26日まで、小学校にて『書き初め展』として作品の展示を行っております。13日には新春囲碁大会が開催され、20名の参加者が囲碁を通して親睦を深めました。同日には、土曜教室の活動が再開され、登録児童はメニューとして組まれた百人一首大会を楽しんでいました。なお、15日に放課後子どもいきいきクラブの活動も再開されています。19日には文化財審議委員会を開催し、民俗資料館の取り扱い等について協議しました。20日には冬の子どもフェスティバルとして、ピンホールカメラ作りを開催しました。13名の参加児童はカメラの仕組みを学習するとともに、実際にカメラを組み立てて撮影しました。同日には、大磯町で西湘地区スポーツ推進委員研修会が開催され、当町から4名のスポーツ推進委員が参加し、ニュースポーツであるユニカールを体験してきました。21日には子育て学級を開催しました。PAUL STAR MUSIC 合同会社所属のKASUMI氏を講師に迎え、今年度2回目のリトミック体験教室を開催しました。参加した29名の子どもと保護者は、リズムに合わせて楽しそうに体を動かしていました。本日と23日には地域ボランティアの方々にご協力いただき、中学校において家庭科の調理実習指導を行っていただきます。24日には半島健康マラソン大会運営委員会を開催し、2月開催予定の大会に向けたスタートが切られます。27日には神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会が開成町で開催されます。博物館事業としましては、16日に『小さなプランクトンの大きな可能性』と題して、横浜国立大学臨海環境センターのたかやまよしき高山佳樹氏による海トークを開催しました。28日には地方創生事業として、博物館と図書館の連携事業で、お林野鳥の観察会を開催する予定です。美術館においては、24日から2024年コレクション展Ⅰとして『中川一政が愛した美術品からみる世界』がスタートします。31日には美術館運営審議会を開催し、これからの美術館のあり方等を協議します。

裏面をお願いします。2月の予定になります。3日には子育て学級として、読み聞かせの講座を開催します。13日には自治会連合会体育部長会を開催し、次年度の町民ソフトバレーボール大会や町民運動会の運営方針等を協議します。15日には、神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会が寒川町で開催されます。17日には地方創生事業として、公民館・美術館・博物館の連携事業でシェードラン

プ作り教室を開催します。21日には社会教育委員会議を開催し、今年度実施した事業の振り返りや、これから実施予定の事業について協議します。25日には、5年ぶりに半島健康マラソン大会を開催します。図書館事業としましては、17日におはなし会を開催します。博物館事業としましては、12日に岩地区の町歩き等を内容とする自然こどもクラブを、25日にお林内のウォーキングと植物観察を内容とする海さんぽをそれぞれ開催予定です。以上で説明を終わりにします。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。また事業がいろいろと始まったところですが、何かご質問等おありでしょうか。よろしいですか。また、何かあれば直接担当に聞いていただければと思います。他に事務局から報告事項ありますか。

高橋課長： はい。2点あります。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

高橋課長： 真鶴町総合計画審議会委員の推薦についてです。今、松野先生に行っていております。こちらがまた2年間の会計年度任用職員になりますと、推薦のご依頼が来ております。皆さんがよろしければ、松野先生に引き続きお願いできればと思います。

委員： お願いします。

瀬瀬教育長： いいでしょうか。お願いします。

高橋課長： では、お願いします。あともう1点が、幼小中の卒業式の関係です。コロナ禍で密を避ける意味でも、ご来賓のご案内を控えさせていただいておりました。5類になったのはありますが、新型コロナウイルス及び新型インフルエンザ等もあります関係と、「児童生徒中心の会の運営をしたい。」「式の運営をしたい。」ということで、ご来賓としてのご案内状はお出ししない方向でお願いしたいと。ただ、「来ていただけるようでしたら、お席は準備します。」ということです。以前行っている方は分かると思いますが、ご来賓の集合時間、集合場所があって、そちらにご案内する形を学校は取っていたのですが、そこら辺の準備がなかなか難しくなっております。ご出席いただける場合には「ご連絡します。」と。お席を準備していただけますので、そちらの方向でお願いしたいということを書いた通知が出ます。お願いいたします。以上でございます。

瀬瀬教育長： はい。卒業式、卒園式については、コロナ禍で行事の見直しや精選をやっている中で、全てをまたコロナ前に戻すのではなく、良かった点もあるので、そこは新しい形で進めていきたいということです。一番の気持ちとしては、「子ども中心

の、そこにたっぷり時間を取る式にしたい。」という校長、園長の思いが出ていました。多分、来年度以降もそういう形になると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。今日の午前中に議員さんにも、課長から説明をしてもらって、一応承認を得た形になります。来賓は基本的にはなしで、これからは進んでいくと思います。私は出させていただくのですが、主催者側で座っているだけで、挨拶もなしでメッセージを配布して読んでもらうスタイルになると思います。では、いいですか。

松野委員： ちなみに、日時は。

高橋課長： すみません。中学校が3月12日火曜日となっています。あと、幼稚園は16日土曜日。小学校が21日木曜日という予定になっております。失礼しました。

瀬瀬教育長： 10時ぐらいからですか。通知は一応お出ししますが、来賓としてはなしで。もし、様子を見たいのであれば直接行ってもらるか、委員会を通して行ってもらって、一般席の中あるいは学校の先生の隣辺りに座ってもらう形になると思います。よろしくお願ひします。あと、他に事務局からございますか。いいでしょうか。委員の皆さんからは特によろしいでしょうか。

では無ければ、これで全ての案件が終えましたので、これをもちまして1月の教育委員会定例会を終わりといたします。どうもありがとうございました。

全委員： ありがとうございました。